

子どもの貧困対策の概要

1 国・県の動向

- (1) 平成25年度国民生活基礎調査において、過去最高となる6人に1人の子どもが相対的貧困の状態にあり、平成28年度の同調査では7人に1人となったが、依然として我が国は先進国の中でも厳しい状況にあることが浮き彫りとなった。
- (2) 平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行
- (3) 平成26年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定
地方自治体と連携し、子どもの貧困対策に取り組む方針を明らかにした。
- (4) 県では、国の動向を踏まえ、平成28年3月に「長崎県子どもの貧困対策推進方針」を策定

2 本市の現状と課題等

本市では、生活保護、児童扶養手当、就学援助等の支援に取り組んでおり、平成28年8月からは、低所得世帯の子どもを対象とした学習支援事業を開始した。

また、平成28年6月には、本市の市長も発起人の1人（代表発起人は武雄市長）となり設立した「子どもの未来を応援する首長連合」へ加入し、加入自治体と相互に協力し、子どもの貧困対策を進めることとしたところである。

しかし、市内の子どもの生活実態や貧困の実態等を把握できていないため、平成29年度に市内の子どもの生活の実態及び家庭の状況を把握する「大村市子どもの生活実態調査」を実施します。

3 調査の手法 アンケート調査

4 調査の対象 大村市立小学校に在学する小学校5年生の児童及びその保護者
大村市立中学校に在学する中学校2年生の生徒及びその保護者

5 対象者数 約4,000人

6 調査手順

- (1) 各学校を通じて調査票を配布
- (2) 児童、生徒及び保護者は各家庭で記入し、封をして各学校にて回収（協議中）
- (3) 未開封のまま、こども未来部に提出

7 調査事項

- (1) 子どもの食生活に関すること
- (2) 子どもの日常生活に関すること
- (3) 子どもの保護者に関すること など

「家でも学校でもない第三の居場所」設置について

我が国の子どもの貧困率は16.3%であり、6人に1人の子どもが貧困状態にあります。中でも親世代の貧困が子ども世代の貧困を生む、貧困の連鎖が深刻さを増しています。その要因として、コミュニティーが弱体化する現代社会において、貧困世帯が孤立して支援につながらない「関係性の貧困」の問題が指摘されています。

そこで、日本財団では貧困の連鎖を断つべく、子どもサポートプロジェクトの一貫として、「家でも学校でもない第三の居場所」を全国に100カ所設置する「子どもの貧困対策プロジェクト」を展開しております。子どもたちが安心・安全に過ごし、自立する力を育みながら、地域とつながる場所づくりを目指します。

子どもの貧困対策プロジェクトのポイント

1. 子どもたちの社会的相続（自立する力の伝達行為）を補完すること

- 貧困の連鎖を断つためには、自己肯定感や生活習慣、社会規範、学力など子どもたちの自立する力を育むことが必要です
- 居場所では、専門的な研修を受けたスタッフが、子ども一人ひとりと丁寧に向き合い、補うべき自立する力を一緒に育みます

2. 地域チーム体制を構築し、子どもたちに支援を届けること

- 多くの子どもの貧困対策では、課題を抱える子どもにしっかりと支援を届けることが難しいという実態があります
- 居場所では、行政や学校、地域住民としっかり連携し、地域で子どもを見守る環境を整え、課題を抱える子どもを早期に発見し、支援につなげます

3. 支援効果を科学的な方法で検証すること

- 居場所において子どもたちの自立する力が育まれているかを科学的かつ長期的に検証を行い、プログラムの改善を行なっていきます
- 検証によって得られた客観的なデータにもとづき、子ども・子育て関連施策の充実を図るために政策提言を積極的に行なっていきます

居場所の概要

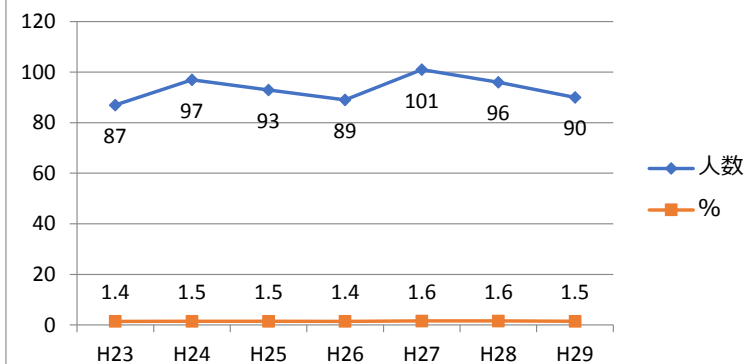
対象児童	小学校低学年の子ども(計20名程度)
営業時間	月曜～金曜、放課後～21:00ごろ（帰宅は保護者による送迎）
設備仕様	リビング、学習・読書スペース、キッチン
スタッフ	6名(児童指導員等)、ソーシャルワーカー
プログラム	居場所提供、生活習慣形成、読書活動、学習支援、食事提供
利用料金	応能負担、生活困窮世帯は無償
財団による支援	開設費4000万、運営費2000万円/年を3年間支援（金額は目安）

※上記はあくまで一例です。地域の実情に応じて柔軟にご対応いたします

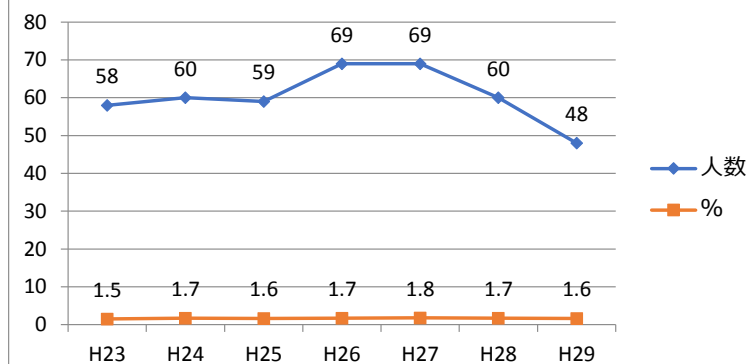
要保護・準要保護数と割合

学校教育課

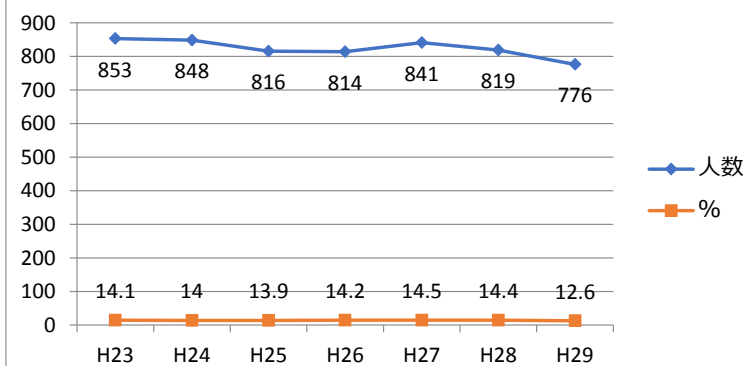
要保護(小学校)



要保護(中学校)



準要保護(小学校)



準要保護(中学校)

